

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部創造) 一
- 平成十九年五月償還分抽せん銘柄等の告示 (財政課) 二
- 新税務システム開発基本設計業務委託に関する入札公告 (税務課) 二
- 大規模小売店舗の新設に関する公告 (商業支援課) 五
- 大規模小売店舗に対する県意見の公示 () 六
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 () 七
- 鳩山町営土地改良事業東山沼地区(団体営ため池等整備事業)の工事完了 (東松山農林) 七
- 林業労働力の確保の促進に関する基本計画(第3期) (森づくり課) 七
- 県営土地改良事業手子林第三地区(経営体育成基盤整備事業)事業計画の決定及び計画書の写

し の 縦 覧

- 測量法に基づく公共測量の終了 (農村整備課) 一一
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課) 一二
- 測量法に基づく基本測量の終了 () 一二
- 測量法に基づく基本測量の終了 () 一二
- 測量法に基づく公共測量の終了 () 一二
- 建築基準法に基づく公開による意見の聴取告示(建築指導課) 一二
- 平成十九年一月から三月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況 (出納総務課) 一三
- 遺失物管理システムの貸貸借に係る一般競争入札の公告 (会計課) 一三
- 保管場所標章印字機の貸貸借に係る一般競争入札の公告 () 一五

告 示

- 勤務管理システム用サーバの貸借に係る一般競争入札の公告 (会計課) 一七
- 勤務情報管理システム結合・総合テスト業務に係る一般競争入札の公告 () 一八
- 開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土) 二〇
- 開発行為に関する工事の完了公告 () 二〇
- 財団法人埼玉県交通安全協会の会長変更に伴う、埼玉県交通安全活動推進センター代表者の変更告示 (交通企画課) 二二
- 財団法人埼玉県交通安全協会会長の變更に伴う公安委員会告示 (駐車対策課) 二二

埼玉県告示第六百七十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaker-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年四月十日

埼玉県知事 上田清司

- 一 申請のあった年月日 平成十九年四月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 NPO法人科学映像館を支える会
- 三 代表者の氏名 久米川 正好
- 四 主たる事務所の所在地 埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目十番二号 リズムタワーII 五百六号室
- 五 定款に記載された目的 この法人は、一般人、特に教育関係者に対し、科学映像の高品質なデジタル化を行い、その保管・管理をするとともに、ネット配信等その活用のシステムを提供することによって、公益に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第六百十八号

埼玉県公債の平成十九年六月の定時償還について、次のとおり抽せんする。
平成十九年四月十日

埼玉県知事 上田 謙 臣

一 銘柄、償還期日及び償還額

| 銘柄 | 柄 | 償還期日 (年・月・日) | 償還額 (万円) |
|------|---|-----------------|-------------|
| 9/1 | | 19.6.19 | 165,000 |
| 10/2 | | 19.6.24 | 90,000 |

二 抽せん日時

平成十九年四月十三日

三 抽せん場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
(株)埼玉りそな銀行県庁支店

四 抽せん方法

せん札抽せん

埼玉県告示第六百十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。
平成十九年四月十日

埼玉県知事 上田 謙 臣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び予定数量
新税務システム開発基本設計業務委託 一式
- (2) 調達案件の内容
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期限
平成20年3月31日(月)まで
- (4) 納入場所

埼玉県総務部税務課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方法により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け物第180号)に基づき、指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 税務関連のシステム開発に実績を有する者であること。
- (5) 平成18年度に実施した本件の基本計画・調達仕様書作成に携わった者でないこと。

3 入札までの手続き

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 篠沢 成雄、長谷川 恵一
電話048-830-2668(直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の入手方法
ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。
ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。
- イ 入手順
- (ア) 埼玉県ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/>)を開く。
- (イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。
- (ウ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入

口]を選択する。

(イ) 「入札情報公開システム」を選択する。

(ロ) 調達機関名は「埼玉県」を選択する。

(ハ) 「物品等」を選択する。

(ニ) 「発注情報の検索」を選択する。

(ホ) 検索ボタンをクリックする。

(ヘ) 本人札案件を選択する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 衛生会館 2階 税務課分室

イ 日時 平成19年4月18日(水) 午後1時30分

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所 衛生会館 2階 税務課分室

イ 日時 平成19年5月22日(火) 午前10時

(5) 郵便による場合の入札書のおて先、受領期限及び提出方法

ア おて先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当

イ 受領期限

平成18年5月21日(月) 午後5時(必着)

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項第1号又は同項第2号の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた

額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成19年4月25日(水)午後5時まで(郵送の場合は、同時刻までに必着)に3(1)の提出場所へ提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3(4)「入札、開札の場所及び日時」に従い、(6)の提出書類を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条(入札の無効)又は、埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 提出書類

本件入札は、総合評価一般競争入札方法をもって行うため、入札書及び企画

提案書・提案見積書を提出すること。

(7) 落札者の決定方法

ア 次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札者のうち、算出された技術点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。

ただし、技術点が著しく低い場合は、落札者としなないことがある。

(イ) 入札価格が、財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内であること。

(ロ) 企画提案書の提案内容が別記提案書評価表の必須項目をすべて満たしていること。

イ 企画提案書の提案内容が、評価表の必須項目についてすべて記述された者には、評価表に示す各項目の配点の範囲内で、提案内容の評価に応じて技術

審査要領

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 審査内容 | 配点 総点 |
|--------------|--|---------------|---|----------|
| 1 運用について | 1 情報システムシステムの構築等 2 運用業務について | 1 運用業務について | 運用業務について、具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 2 信頼性要件について | 信頼性要件について、具体的な項目を提案すること。 | 10 |
| | | 3 稼働性要件について | 稼働性要件について、具体的な項目を提案すること。 | 10 |
| | | 4 信頼性要件について | 信頼性要件について、具体的な項目を提案すること。 | 10 |
| | | 5 可用性について | 可用性について、具体的な項目を提案すること。 | 10 |
| | | 6 SLAについて | 信頼性システム運用・運用管理に係るSLAの手法・内容及び項目内容について具体的に提案すること。 | 10 |
| | | 7 運用業務について | 運用業務について、具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 8 運用業務について | 運用業務について、具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 9 運用業務について | 運用業務について、具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 10 運用業務について | 運用業務について、具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| 2 計画・体制・体制構築 | 1 職員数・経費について 2 システム運用について 3 システム移行について | 1 職員数・経費について | 職員数・経費の具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 2 システム運用について | システム運用について、具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 3 システム移行について | システム移行について、具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 4 システム移行について | システム移行について、具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 5 システム移行について | システム移行について、具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 6 システム移行について | システム移行について、具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 7 システム移行について | システム移行について、具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 8 システム移行について | システム移行について、具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 9 システム移行について | システム移行について、具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 10 システム移行について | システム移行について、具体的な項目を提案すること。 | 20 |

審査要領

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 審査内容 | 配点 総点 |
|------------|------------|-------------|--|----------|
| 3 プロセス管理 | 1 システムについて | 1 全社連について | 情報システム構築について、運用まで含めたシステム構築を具体的に提案すること。 | 20 |
| | | 2 基本設計について | 基本設計の具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 3 運用業務について | 運用業務について、具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 4 運用業務について | 運用業務について、具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 5 運用業務について | 運用業務について、具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 6 運用業務について | 運用業務について、具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 7 運用業務について | 運用業務について、具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 8 運用業務について | 運用業務について、具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 9 運用業務について | 運用業務について、具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 10 運用業務について | 運用業務について、具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| 4 基本設計プロセス | 1 基本設計について | 1 基本設計について | 基本設計の具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 2 基本設計について | 基本設計の具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 3 基本設計について | 基本設計の具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 4 基本設計について | 基本設計の具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 5 基本設計について | 基本設計の具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 6 基本設計について | 基本設計の具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 7 基本設計について | 基本設計の具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 8 基本設計について | 基本設計の具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 9 基本設計について | 基本設計の具体的な項目を提案すること。 | 20 |
| | | 10 基本設計について | 基本設計の具体的な項目を提案すること。 | 20 |

埼玉県告示第六百二十号

大規模小売店舗舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月十日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベルク深谷稲荷町店
深谷市稲荷町一丁目三百五十九―一
- ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大規模小売店舗の設置者及び大規模小売店舗において小売業を行う者株式会社ベルク 代表取締役 原島 功
大里郡寄居町大字用土五千四百五十六
- ハ 大規模小売店舗の新設をする日
平成十九年十一月十七日
- ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二、一八一平方メートル
- ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車の位置及び収容台数 合計 一二八台
駐輪場の位置及び収容台数 合計 一六五台
駐輪場の位置 図面省略 収容台数 合計 六五台
荷さばき施設の位置及び面積
荷さばき施設 位置 図面省略 合計 一九八平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量
廃棄物保管施設 位置 図面省略 容量 合計 一九・五立方メートル
- ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
八時三十分から翌〇時
来客が駐車場を利用することができる時間帯
平面駐車場 八時から翌〇時
屋上平面駐車場 八時から二十二時
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
駐車場 位置 図面省略 出入口一箇所
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設 六時から二十二時
- ト 届出年月日

平成十九年三月十六日

二 縦覧期間

平成十九年四月十日から平成十九年八月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年四月十日から平成十九年八月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定による県の意見の概要について、同条第六項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月十日

埼玉県知事 上田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

小川ファッションモール

比企郡小川町大字小川四百六十一―九 外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第四項の規定による県意見の概要

車両による店舗への来退店については、小川東陸橋南側から側道への進入及び側道から小川東陸橋への進入ができないことから、安全な来退店を可能にするための誘導経路及びその周知方法について報告されたい。

ハ 当該意見を通知した年月日

平成十九年三月二十六日

二 縦覧期間
平成十九年四月十日から平成十九年五月十日まで

三 縦覧場所
埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県西部産業労働センター

埼玉県告示第六百二十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月十日

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

広瀬ショッピングセンター

熊谷市大字広瀬字不二ノ腰一三一 外

ロ 同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

操業に伴う騒音・振動・悪臭等による公害苦情なきよう、周辺生活環境の保全に配慮してください。

二 縦覧期間

平成十九年四月十日から平成十九年五月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部産業労働センター

埼玉県告示第六百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三条の二第一項の規定により、鳩山町長から土地改良事業の工事を完了した旨の届があった。

二 地区の所在地
鳩山町大字東山沼地内

埼玉県告示第六百二十四号

林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第四条第一項の規定に基づき、林業労働力の確保の促進に関する基本計画を定めたので、同条第四項の規定により次のとおり公表する。

平成十九年四月十日

埼玉県知事 上田清司

林業労働力の確保の促進に関する基本計画(第3期)

基本計画の構成

1 林業における経営及び雇用の動向

(1) 林業を取り巻く情勢

(2) 林業事業者の現状

(3) 林業労働者の雇用の現状

(4) 林業労働力の動向

2 林業労働力の確保の促進に関する基本的な方針

3 林業事業者が一体的に行う雇用の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置

(1) 雇用の改善を促進するための措置

(2) 事業の合理化を促進するための措置

(3) 新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置

4 その他林業労働力の確保の促進に関する重要事項

(1) 林業労働力確保支援センターの業務運営

(2) 山村地域の定住条件の整備

(3) 林業労働者の社会的評価の向上

(4) 林業関係者、市町村等の理解と協力

1 林業における経営及び雇用の動向

(1) 林業を取り巻く情勢

平成十九年四月十日

埼玉県知事 上田清司

一名 称

鳩山町営土地改良事業(団体営ため池等整備事業)

ア 森林資源の概況

埼玉県の森林は、約12万3千haで県土面積の32%を占め、そのうち私有林が約11万haで全体の90%、国有林が約1万2千haで10%となっている。私有林の内訳は県営林が7%、市町村有林が5%、私有林が78%となっており私有林が最も多い。

私有林のうち、人工林は約5万8千haで、人工林率は54%となっており、その多くが戦後に造林され、現在は9齢級(41～45年生)を中心とした構成となっている。構成樹種はスギが33%、ヒノキが16%となっている。

イ 素材需給の動向

埼玉県の素材需要量は、平成7年の35万1千㎡から製材用及び合板用の需要の減少に伴い年々減少し、平成17年には10万1千㎡となっている。

一方、素材供給量は、平成17年現在で外材が11%、国産材が89%となっており、国産材のうち県産材は5万4千㎡で53%を占めている。

ウ 素材生産の動向

県内の素材生産量は、素材価格の低迷や経済情勢の悪化などの影響を受け、3万㎡から4万㎡台を推移してきた。しかし、平成15年以降は増加に転じ、平成17年の素材生産量は5万4千㎡となっている。

エ 機械化の現況

私有林の機械化の状況は、平成17年度現在、チェーンソー、刈払機等の軽便なものについては林業関係での所有台数が数千台に達し広汎に普及している。また、素材生産・搬出に係るものでは、林内作業車が約190台、集材機が約150台保有されている。労働負荷の軽減、労働安全衛生の確保等の面から今後の普及が望まれるハーベスタ、プロセッサ等の高性能林業機械は、25台導入されている。

県では、平成11年度から高性能林業機械の導入を促進するため、埼玉県林業労働力確保支援センターを通じて、県所有のプロセッサ、タワーヤーダ等の事業体への貸付を行っている。

オ 森林管理道の状況

森林管理道は、適切な森林整備の推進や林業経営の効率化にとって必要不可欠であり、また、森林の総合利用の推進、山村の生活環境の整備、地域産業の振興にとって重要な役割を果たしている。

森林管理道の整備は、地域森林計画に基づいて推進されており、平成17年

度末現在391路線、854kmを県及び17市町村1森林組合において管理している。

林道密度は7.6m/haで、全国平均の4.8m/ha(平成16年度)を上回っている。

(2) 林業事業体の現状

本県の林業生産を担っているのは、林家と林業労働者を雇用している森林組合及び素材生産業者等の林業事業体である。

かつては、造林、保育等の作業は主に林家の自家労働により実施されてきたが、山村の過疎化や高齢化が進んで自家労働力が減少したこと等から、現在は主に森林組合が担っている。

森林組合は、地域の林業生産活動の中核的担い手として期待されている。

しかしながら、林業生産活動の停滞による事業量の減少や組織、執行体制の未整備等により全般的に経営基盤が弱体化している。

このため、平成10年度に合併基本方針を策定し、県内23組合を4組合とする広域合併を推進し、経営基盤の強化を図った。その結果、合併に参加しなかった2組合と合わせて、現在6組合に統合されている。

なお、県内1森林組合の実現による更なる経営基盤の強化を図るため、森林組合合併推進協議会を平成17年度に設立し、平成19年度の合併に向けて協議を進めている。

一方、素材生産については、伐採は特殊技能が必要なことや森林組合の素材生産体制が整っていないことから、主に素材生産業者が担っている。

経営形態は、小規模で経営基盤の弱いものが多く、近年の林業生産活動の停滞等によりその多くが厳しい経営環境に置かれ、事業体数は減少傾向にある。

(3) 林業労働者の雇用管理の現状

林業就業者数は、平成12年現在545人(国勢調査)であるが、平成2年の816人より271人の減(33%の減)、昭和55年の1,161人より616人の減(53%の減)となっている。

林業事業体に年間150日以上雇用される林業労働者数は283人であるが、事業体の経営規模が零細なこともあって就業規則を整備しているものは少なく、林業労働者の雇用に際しても、雇用契約を文書によらない口頭契約が残存するなど、不明確な雇用関係が多い。

林業作業は、地形的に急傾斜地での重労働、高い労働災害発生率、作業現場

までの移動に長時間を要する等厳しい労働条件となっている。

また、林業作業は屋外作業で天候の影響を強く受けるため、就労時間や休憩時間の管理は厳しく、定期的な休日の設定が困難な事業体が多い。

林業労働者の年間就労日数は作業の季節性や屋外作業であることから完全な通年雇用形態を採用することが困難なため、賃金の支払形態は日給制又は日給出来高併用制が多くなっている。また、雇用の臨時的就労期間断続的であるため社会保険への加入率が低い。

以上のように、林業作業の特殊性や林業事業体の多くが小規模であり、経営基盤が弱体であることに加え、林業生産活動の停滞により安定的な事業量の確保が難しいこと等から林業労働者の雇用条件や雇用管理は、他産業と比べて立ち後れたものとなっている。

(4) 林業労働力の動向

林業事業体に雇用される林業労働者は、平成7年から平成12年までの5年間で、116人減少(年平均23人)している。平成2年から平成7年までの5年間では155人減少(年平均31人)したことと比べるとわずかながら減少は鈍化している。

一方、平成9年から平成12年までの4年間に約60人(年平均15人)が新規就業者として参入している。

林業労働者の年齢構成は、545人のうち50才以上が337人で全体の62%を占めている。50才以上の労働者が占める割合は、平成2年が72%、平成7年が67%であり、年々高齢者の比率は低下する傾向にある。

森林組合の作業班は本県の林業労働力の中核的役割を担っているが、その作業班員数は、昭和56年度の267人をピークとして、平成3年度172人、平成12年度131人と年々減少している。

2 林業労働力の確保の促進に関する基本的な方針

森林は、木材など林産物の供給源としてはもとより、県土の保全、水資源のかん養等の公益的機能を発揮しつつ環境の保全に貢献し、豊かで潤いのある県民生活の維持に大きな役割を果たしている。

この森林に期待される役割を高度に発揮し、県民の森林に対する多様な要望に応えるためには、成熟過程にある森林の健全な育成と適正な維持管理に努めながら、森林資源を有効に活用することが必要である。

このため、平成12年3月に「森と共に生きる」を基本理念とする「埼玉県森林

・林業長期ビジョン」を策定し、21世紀の豊かな埼玉の森づくりを進めることとしている。

この森林整備の目標と森林資源の循環利用のためには、中核的な担い手として、林業事業体の役割は、今後ますます重要になってくる。

また、林業事業体が雇用する林業労働者の減少や高齢化に対応し、若年の基幹的林業労働者を育成・確保することが緊急の課題である。

このことから、雇用管理の改善として、

- ①雇用管理者の選任等による雇用管理の改善
- ②雇用に関する文書交付(口頭契約の改善、雇入通知書の発行)等による雇用関係の明確化
- ③通年雇用の促進、月給導入等による雇用の安定化
- ④通年雇用を通じた賃金水準のアップと社会保険の加入促進、年次有給休暇の取得促進等の他産業並の労働条件の改善等が必要である。

また、これらは林業労働者を雇用する林業事業体の事業の合理化や経営基盤の強化と密接に関連していることから、

- ⑤事業量の安定的確保
 - ⑥林業事業体の合併、組織化や協業化による経営基盤の強化
 - ⑦林業作業の機械化の促進、その活用のための森林管理道、作業道の整備等による事業の合理化及び生産性の向上
- を一体的かつ総合的に行うことが必要である。

これらの施策を総合的に推進するため、平成9年度に知事が指定した埼玉県林業労働力確保支援センター(以下「支援センター」という。)を中核として、林業関係者の総意を結集し得る支援体制を整備するとともに、雇用管理の改善及び事業の合理化を推進する意欲及び能力を備えた林業事業体を知事が認定し、効果的に支援措置を実施するものとする。

林業事業体を認定するに当たっては、森林施業を主体として経営の多角化を図ることにより、雇用管理の改善及び事業の合理化を図ろうとする林業事業体も対象とするなど、弾力的な対応に努めるものとする。

本基本計画の計画期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とする。

- 3 林業事業体が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置

林業事業者が行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに林業への新規就業希望者の就業の円滑化のための措置の実施に当たっては、知事認定を受けた林業事業者を中心に支援センターの活動を通じ、一体的に促進することが必要である。

とりわけ、事業ロットの拡大、事業量の安定的確保、機械化等による事業の合理化については、経営規模の脆弱な林業事業者個々の取組には限界があることや、雇用管理の改善は複数の事業主で行うことが効果的な場合も多いことから、個々の林業事業者の取組に加え、複数の林業事業者による協業化等への取組を支援していくものとする。

また、支援センターの雇用改善アドバイザーを活用するなど、雇用管理の改善についての専門的立場からの相談・指導を行うとともに、埼玉県森林整備担い手基金により、新規参入の促進、技術・技能の向上、福利厚生の実施、特に社会保険制度等への加入促進に対する支援を行うものとする。

(1) 雇用管理の改善を促進するための措置

ア 雇用管理体制の充実

雇用管理者を置いている林業事業者は極めて少ないため、今後、常時5人以上の林業労働者を雇用する林業事業者においては、雇用管理者の選任に努めるよう普及啓発するとともに、選任された雇用管理者の資質向上のための研修の受講を促進し、林業事業者における雇用管理体制の確立を図る。

イ 雇用関係の明確化

雇用関係の明確化を図るためには、雇入れの主体を明確にすることが必要である。

このため、口頭契約を改め、雇入れ時に林業事業者の名称、雇用期間等を記した雇入通知書の交付に努めるよう普及啓発する。

ウ 雇用の安定化

雇用の安定化を図るために、複数の林業事業者による共同化や協業化などの事業者の経営基盤の強化、造林と素材生産などの各種作業の組合せ、雨天時や冬期間の就労の場の確保等を通じて、林業労働者の月給制の導入、通年雇用化等を促進する。

エ 労働条件の改善

林業労働者の労働条件の改善は、林業事業者に課せられた緊急の課題である。

林業労働者の長時間の徒歩通勤の解消、労働時間の短縮、休日の定期的設定、有給休暇の取得等を促進する。

さらには、社会保険等への加入を促進するため、森林整備担い手基金を通じて、事業者に対して掛金を助成するものとする。

災害が多く発生している伐木・造材作業等においては、安全な作業方法の定着、高性能林業機械の導入等による労働災害の防止や労働強度の軽減等を図り、快適な職場環境の形成を促進する。

また、林業労働者の健康を維持するため、定期的な健康診断や蜂毒アレルギー検査等の実施を促進する。

オ 募集・採用の改善

林業労働者の募集に当たって、林業事業者は、支援センター及びハローワークを活用し、地元をはじめ広く都市部を含めた求職者へのアピール度を高めるなど支援センターを中心とした雇用情報の提供体制の整備を図るものとする。

また、林業労働者の募集に先立ち、林業事業者の雇用管理を改善し、他産業並みの受入れ条件を設定することが重要である。

カ その他の雇用管理の改善

林業労働へのイメージアップを推進するため、林業労働者の作業着や用具を安全性とデザイン性を併せ持つものにすることや現場休憩施設の設置による労働環境の改善、健康増進施設、スポーツ施設等の福利厚生施設の充実等による魅力ある職場づくりを促進するものとする。

また、林業退職金共済制度や中小企業退職金共済制度への加入を促進し、社会保障制度の充実を図るものとする。

(2) 事業の合理化を促進するための措置

ア 事業量の安定的確保

事業量の安定的確保の前提として、まず「林業労働力の確保の促進に関する法律」(平成8年法律第55号)、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」(昭和54年法律第51号)及び「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」(平成8年法律第47号)に基づき、川上から川下に至る安定的な木材供給体制の構築や新しい木材の利用分野、新製品の開発等を通じて木材需要の拡大を図り、林業・木材産業の活性化に努める。また、事業量の安定確保のため、県及び市町村等は、林業事業者の経営の

安定化及び林業労働者の雇用の安定化に資するため計画的、安定的な森林整備事業を進めるものとする。

林業事業体においては、大半が小規模かつ零細であること、林業事業が小規模かつ分散的で季節変動が大きいこと等を考慮し、

- ①森林所有者への森林施業の長期委託等に関する普及啓発
 - ②事業活動範囲の拡大
 - ③森林組合の合併促進
- などにより、林業事業体の経営基盤の強化を促進する。

また、これらと併せて、

- ④複数の林業事業体の各種事業の共同化や協業化
- ⑤中核的な林業事業体の広域的な事業展開のための情報ネットワーク体制の整備

等を促進する。

イ 生産性の向上

林業事業体の事業生産性の向上のためには、今後、高性能林業機械等の普及による森林施業の機械化が不可欠であり、機械の普及と併せて機械化に対応し得る機能を備えた森林管理道、作業道等の生産基盤の整備を引き続き推進する。

さらに、素材生産事業の生産性や労働安全性の向上を図るために、本県の地形や森林管理道等の基盤整備の現状、林業事業体の経営規模等に適応した地域適応型作業システムの確立とその定着を推進する。

また、立ち後れている高性能林業機械の導入や利用を推進するため、高性能林業機械のリース・レンタル体制の整備や作業システムの普及を促進する。

ウ 基幹的林業労働者の養成

基幹的な林業労働者を養成するため、

- ①林業生産活動における機械化の進展に対応できる免許や資格
- ②長伐期施業への移行や複層林化等の森林施業技術の高度化に対応できる技能や知識

③森林浴や長期滞在型体験林業等の森林の総合利用の拡大に対応できる森林インストラクター等の資格

の取得等のための林業労働者研修を実施し、多様かつ優秀な基幹的林業労働者の育成に努めるものとする。

なお、優良材生産等に必要な特殊技能についても、積極的な伝承に努めるものとする。

(3) 新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置

ア 林業事業体への新規参入者の就業の円滑化を図るため、地元をはじめ、Uターン、Iターン、Jターン希望者など他産業からの新規参入を含む新たに林業に就業を希望する者に対して、林業及び林業労働についての啓発、雇用情報の提供、委託募集の実施、就業に際し就業前及び就業後に必要な林業技術等に関する研修の実施、移転等の就業準備に要する資金など、就業に至るまでの一連の支援措置を支援センターが中核となって行うものとする。

イ 林業事業体の雇用体制の整備を促進するとともに、県立高校卒業者等を対象とした就業のための説明会及び現地見学、また、県有林等を利用した林業体験などを実施し、就業への普及啓発を推進するものとする。

4 その他林業労働力の確保の促進に関する重要事項

(1) 林業労働力確保支援センターの業務運営

支援センターは、林業事業体の育成強化及び林業労働力の確保に極めて重要な役割を果たすことから、国、県はもとより市町村や森林組合等の関係機関が密接に連携・協力してその機能強化を図るものとする。

(2) 山村地域の定住条件の整備

広く各方面から林業労働者を確保し、その定着を図るため、県、市町村、森林組合等の連携の下、林業構造改善事業等の各種事業の導入や生活環境の改善など、山村地域の定住条件の整備を推進するものとする。

(3) 林業労働者の社会的評価の向上

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成7年法律第88号)に基づき、森林整備及び緑化活動等への県民の広範囲な参加による自発的な活動等を通じて、森林整備に関する県民の理解の向上に努めるものとする。

また、近年環境問題に対する関心が高まっており、学校教育、広報活動等あらゆる機会を通じ、森林及び林業が県民生活の維持向上に果たしている多面的な役割とこれらの役割を支えている林業労働の重要性について、県民の理解を深めることが重要である。

さらに、地域社会や地域の資源を維持する地域住民、とりわけ林業労働者の地域や仕事への誇りを高めるとともに、社会的評価を高めていく必要がある。

(4) 林業関係者、市町村等の理解と協力

埼玉県森林組合連合会等林業関係団体は一致協力し、雇管理の改善と事業の合理化を促進するよう構成員を指導するものとする。
市町村においても、森林整備の促進や地域振興を図る観点等から林業労働力対策の促進及び支援センターの事業の実施に協力するものとする。

埼玉県告示第六百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業手子林第三地区(経営体育成基盤整備事業)事業計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月十日

埼玉県知事 上田清司

一 縦覧期間

平成十九年四月十一日から

平成十九年五月十一日まで

二 縦覧場所

羽生市役所

埼玉県告示第六百二十六号

公共測量(三級及び四級基準点測量並びに出来形確認測量)が、平成十九年三月二十三日に終了した旨、測量計画機関の長である蓮田市長中野和信から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六百二十七号

公共測量(三級及び四級基準点測量並びに出来形確認測量)が、平成十九年三月七日に終了した旨、測量計画機関の長であるさいたま市長相川宗一から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六百二十八号

公共測量(出来形確認測量)が、平成十九年三月二十三日に終了した旨、測量計画機関の長である上尾市原市北部第二地区画整理組合理事長矢部基久から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六百二十九号

公共測量(二級水準測量)が、平成十九年三月二十六日に終了した旨、測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所長藤澤寛から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六百三十号

平成十八年埼玉県告示第五百五十二号で公示した基本測量(二千五百レベルGIS基盤情報整備作業)は、平成十九年三月二十日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六百三十一号

公共測量(四級基準点測量及び出来形確認測量)が、平成十九年三月二十日に

終了した旨、測量計画機関の長である桶川市坂田東特定土地画整理組合理事長野本泰男から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六百三十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十八条第十三項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成十九年四月十日

埼玉県知事 上田清司

画

イ 申請者

本庄市下野堂六百八番地

本庄上里学校給食組合 管理者

吉田信解

ロ 敷地の位置

本庄市小島南一丁目千九百十二番

地一外十五筆

ハ 建築物の用途

工場兼集会場(学校給食センター)

二 意見の聴取の期日

平成十九年四月十六日(月)

午後三時三十分から

三 意見の聴取の場所

本庄市小島南一丁目八番二号

本庄市勤労青少年ホーム
講習室 A

埼玉県告示第六百三十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第十三項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成十九年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

東京都豊島区東池袋四丁目二十六番十号

株式会社ファミリーマート 代表

取締役社長 上田準二

ロ 敷地の位置

加須市大桑二丁目一―一及び二

ハ 建築物の用途

物品販売業を営む店舗(コンビニ

エンストア)

二 意見の聴取の期日

平成十九年四月十八日(水)

午後二時三十分から

三 意見の聴取の場所

加須市南大桑二千八百八十一―一

大桑公民館

二階講堂

埼玉県告示第六百三十四号

平成十九年一月から三月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成十九年四月十日

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

埼玉県告示第六百三十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

遺失物管理システムの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成19年11月1日(木) から平成24年10月31日(水) まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、埼玉県電子入札共同システムにより行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入力又は記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 納入する物品について仕様書の指示する機能証明書等を作成し、平成19年5月16日(水)までに下記の場所に提出し、審査を受けた結果、当該物品が仕様書に示す各要求事項に適合すると認められた者であること。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部情報管理課 電話048-832-0110 内線2423

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部会計課調度第二係 永島 電話048-832-0110 内線2244 ファクシミリ
048-824-4607

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること)。

(3) 入札書受付期間

ア 埼玉県電子入札共同システムを使用する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年5月24日(木)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年5月23日(水)午後5時まで(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部会計課 平成19年5月24日(木)午前10時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた

額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を下記に示す方法で平成19年5月16日(水)までに提出し、競争入札参加資格(2(4)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 埼玉県電子入札共同システムを利用する場合

同システムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(1)の提出先まで郵送、持参、又はファクシミリにより送信すること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無
無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of the lost property control system

(2) Time-limit for tender: By the electronic tender system; 10: 00 a.m., May 24 2007 By mail; 5: 00 p.m., May 23, 2007 In person; 5: 00 p.m., May 23, 2007

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2244

埼玉県電子入札システム

本システムは、政府調達に関する協定の適用を受ける調達に限り、次のような競争入札には使用しない。

平成十九年四月十日

埼玉県長 上田 豊 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

保管場所印章印字機の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成19年10月1日(月)から平成24年9月30日(日)まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部会計課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、埼玉県電子入札共同システムにより行う。ただし、同システム

の利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入札又は記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 納入する物品について仕様書の指示する機能証明書を作成し、平成19年5月16日(水)までに下記の場所に提出し、審査を受けた結果、当該物品が仕様書に示す各要求事項に適合すると認められた者であること。

〒331-0065 埼玉県さいたま市西区大字二ツ宮883番地 埼玉県警察本部交通部駐車対策課 電話048-832-0110 内線704-335

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部会計課調度第二係 越智 電話048-832-0110 内線2245 フラクシミリア048-824-4607

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること)。

(3) 入札書受付期間

ア 埼玉県電子入札共同システムを使用する場合

- 競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年5月24日(木)午前10時30分まで
- イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年5月23日(水)午後5時まで(必着)
- なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。
- (4) 開札の場所及び日時
埼玉県警察本部会計課 平成19年5月24日(木)午前11時
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
- この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を下記に示す方法で平成19年5月16日(水)までに提出し、競争入札参加資格(2(4)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ア 埼玉県電子入札共同システムを利用する場合
同システムから確認申請する。
- イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
3(1)の提出先まで郵送、持参、又はフアクシミリにより送信すること。
- (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否
- (6) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 手続きにおける交渉の有無
無
- (8) 競争入札参加資格の付与
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。
- (9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of the parking space sticker printer
- (2) Time-limit for tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m., May 24 2007 By mail; 5:00 p.m., May 23, 2007 In person; 5:00 p.m., May 23, 2007
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2245

埼玉県告示第六百三十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の履行を促する懸念について、そのおそれ
一 競争入札によらず。

平成十九年四月十日

埼玉県長 田 豊 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

勤務管理システム用サーバの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成19年7月1日(日)から平成23年6月30日(木)まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額
又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部会計課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、埼玉県電子入札共同システムにより行う。ただし、同システム
の利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持
参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入
力又は記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載さ
れた金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に
1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をも
って落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者
であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相
当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない
者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資
格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の賃貸」
のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出
物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 納入する物品について仕様書の指示する機能証明書等を作成し、平成19年5
月16日(水)までに下記の場所に提出し、審査を受けた結果、当該物品が仕様
書に示す各要求事項に適合すると認められた者であること。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部情報管理課 電話048-832-0110 内線2423

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入
札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部会計課調度第二係 永島 電話048-832-0110 内線2244 フラクシミ
048-824-4607

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連
絡をすること)。

(3) 入札書受付期間

ア 埼玉県電子入札共同システムを使用する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年5月24日(木)午前11時ま
で

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年5月23日(水)午後5時ま
で(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部会計課 平成19年5月24日(木)午前11時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗

じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を下記に示す方法で平成19年5月16日（水）までに提出し、競争入札参加資格（2(4)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 埼玉県電子入札共同システムを利用する場合

イ 同じシステムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(1)の提出先まで郵送、持参、又はファクシミリにより送信すること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

エ 契約書作成の要否

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定

の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当（電話048-830-5775（直通） 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号）へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : A lease of the server of job control system

(2) Time-limit for tender : By the electronic tender system ; 11 : 00 a.m., May 24 2007 By mail ; 5 : 00 p.m., May 23, 2007 In person ; 5 : 00 p.m., May 23, 2007

(3) Contact point for the notice : Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2244



埼玉県警察本部総務課

MEIHOに於ての保証金納付と監査の費用を徴する書類の提出の要否

1 競争入札の要否

平成十七年四月十日

埼玉県知事 上田 謙 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

勤務情報管理システム結合・総合テキスト業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期限

平成20年1月31日（木）

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部会計課が指定する場所

- (5) 入札方法
 本件入札は、埼玉県電子入札共同システムにより行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。また、入札金額については、総額を入力又は記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。
- 2 競争入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 18 年埼玉県告示第 1543 号）に基づき、「電子計算に関する業務」のうち「システム開発（PC・CSS 系）」の A 等級に格付けされている者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領（平成 8 年 6 月 13 日付け出物第 180 号）に基づき指名停止期間中でない者であること。
- (4) 本件業務の実施計画を提示できる者であること。
- (5) 開発する業務又は類似する業務について、実績を有する者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
 〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県警察本部 総務部会計課調度第一係 矢嶋 電話 048-832-0110
 内線 2245 フラクシミリ 048-824-4607
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札書受付期間
 ア 埼玉県電子入札共同システムを使用する場合
 競争入札参加資格の確認を得た日から平成 19 年 5 月 24 日（木）午後 1 時まで
- で
- イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
 競争入札参加資格の確認を得た日から平成 19 年 5 月 23 日（水）午後 5 時まで（必着）
 郵送により提出する場合は、書留郵便によること。また、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。
- (4) 開札の場所及び日時
 埼玉県警察本部総務部会計課 平成 19 年 5 月 24 日（木）午後 1 時 30 分
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 ア 入札保証金
 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金
 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
 この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を下記に示す方法で平成 19 年 5 月 8 日（火）までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ア 埼玉県電子入札共同システムを利用する場合
 同システムから確認申請する。
- イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
 3(1)の提出先まで郵送、持参、又はフラクシミリにより送信すること。
- (4) 入札の無効
 次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
 - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
 - ウ 財務規則第97条又は埼玉県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
 - (5) 契約書作成の要否要
 - (6) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (7) 手続における交渉の有無
無
 - (8) 競争入札参加資格の付与
2.(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) F330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。
 - (9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
 - (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Program development of business management system
 - (2) Time-limit for tender : By the electronic tender system ; by 1 : 00 p.m., May 24, 2007 By mail ; 5 : 00 p. m., May 23, 2007 In person ; 5 : 00 p.m., May 23, 2007
 - (3) Contact point for the notice : Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitamaken 330-8533, Telephone ; 048-832-0110 Ext. 2245

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十
七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月十日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十九年三月二十日

指令飯整第一八〇〇二〇一号

二 検査済証番号

平成十九年四月六日

飯整第一八〇〇六二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字上野字滝合一八五

八番三、一八五九番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡越生町大字上野二〇七七番地

石川 文雄

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十
八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月十日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十八年十一月二十一日

指令飯整第一八〇〇三八〇号

二 検査済証番号

平成十九年四月六日

飯整第一八〇〇五九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字大谷木字中屋敷

五六八番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鶴ヶ島市新町二丁目九番地六 プロ

ムナード・K二〇一号

田原 真由美

埼玉県公安委員会告示第127号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の31第1項の規定により都道府県交通安全活動推進センターとして指定した財団法人埼玉県交通安全協会から、交通安全活動推進センターに関する規則(平成10年国家公安委員会規則第3号)第3条第1項の規定に基づき変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成19年4月10日

埼玉県公安委員会委員長 由木 義文

| 名称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|---------------|--------|-------|-------|
| 財団法人埼玉県交通安全協会 | 代表者の氏名 | 島村 治作 | 新井 賢二 |



埼玉県公安委員会告示第128号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の3第1項の規定により指定車両移動保管機関として指定した財団法人埼玉県交通安全協会から、指定車両移動保管機関に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第7号)第3条第1項の規定に基づき変更の届出があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成19年4月10日

埼玉県公安委員会委員長 由木 義文

| 名称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|---------------|--------|-------|-------|
| 財団法人埼玉県交通安全協会 | 代表者の氏名 | 島村 治作 | 新井 賢二 |

| | | | | | | | |
|-----|---------------|------|-------------------------|-----|--|-----|---|
| 発行日 | 毎週 火曜日・金曜日 | 購読料金 | 一年四万三千四百円 (郵便料金を含む。) | 発行者 | 埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 号 〇四八―八二四―二二二―(代表) | 印刷所 | 関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇―(代表) |
| | | | | | 埼玉県ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm | | |